

第9回三重県産材利用促進に関する条例検討会（議事概要）

日 時：令和2年8月3日（月）10:00～12:10

場 所：議事堂6階 601 特別委員会室

出席者：三重県産材利用促進に関する条例検討会委員 11 人

農林水産部 横澤篤 森林・林業経営課長

議会事務局 袖岡静馬 政策法務監

資料：第9回 三重県産材利用促進に関する条例検討会 事項書

資料1 三重県産材利用促進に関する条例検討会 委員全員による県内調査報告書

資料2 三重県産材利用促進に関する条例検討会 少人数の委員による県内調査報告書

資料3 条例の総則的部分（理念部分） 正副座長たたき台

農林水産部提出資料

田中座長

おはようございます。ただ今から、第9回三重県産材利用促進に関する条例検討会を開催いたします。

本日はまず、県内調査の結果報告を行った後、それも踏まえて、条例の総則的部分、理念の部分でございますが、のたたき台について検討を行っていきたいと思います。

それでは、県内調査の結果報告を行います。

まず資料1として、「委員全員による県内調査報告書」をお配りしています。これは、去る7月21日に実施した「委員全員による県内調査」の調査結果について取りまとめたものです。その内容については、委員の皆さん全員が参加され、よく存じておられると思いますので、この場での説明は省略し、報告書の配付をもって、結果報告とさせていただきます。

次に、資料2として、「少人数の委員による県内調査報告書」をお配りしております。これは、委員を3グループに分けて、7月6日、7月10日及び7月14日にそれぞれ実施した「少人数の委員による県内調査」の調査結果について、各グループから提出された結果報告書を取りまとめたものです。

ここからは、各グループから、資料2に基づき、それぞれの調査結果の概要を報告いただき、それに対して、ほかのグループの委員から質疑を行っていただきたいと思います。

進め方ですが、まず、各グループから調査結果の概要を報告いただきます。順序については、調査の実施日の早いグループからとし、報告時間については各グループ5分程度を目安にお願いをいたします。

質疑については、各グループの報告が終わるごとに、それぞれ10分程度を目安に

行うこととします。質疑に対する回答は、各グループの中でお答えいただける方が適宜行っていただければと思いますが、誰も自発的にお答えにならない場合は、ご報告いただいた委員からご回答をお願いします。

なお、報告や質疑に際しましては、調査にご協力いただいた法人や団体等の不利益にならないよう、ご配慮をお願いしたいと思います。

それでは、まず、7月6日のグループからご報告をお願いいたします。

杉本委員

すみません、グループの皆さん、代表して報告させていただきますので、後でまた補足をお願いいたします。

私たちのグループは2か所。1か所目は、社会福祉法人洗心福祉会の施設であります「美杉ホットテラス」というところに行ってまいりました。今井委員のお里であります美杉の下之川でございます。

美杉ホットテラスは、6ページの写真を見ていただけませんか。写真をつけさせてもらったんですけども、診療所「美杉クリニック」と、高齢者福祉施設「第二美杉地域密着型ケアセンター」を複合的に一体化した施設でございます。

それで、ここへ行かせていただいたのは、この洗心福祉会さん、21の施設を持っておられるんですけども、この全てにおいて木造・木質化という取組をされてみえませんが、津市内の近場に行きたいと私たちは思っていたんですけども、是非美杉へ来てくれというふうにお話があって行かせていただきました。

それは、ここの院長の田島和雄委員長が、医療と、それから木材について、いろいろ思いも持っておられたので、その話も聞いてほしいという意図があったと思います。この田島院長、実は愛知がんセンターの研究所の所長をしてみえて、10年ほど前に、三重大学のほうに招聘をされて、その後、高茶屋診療所、そして美杉のこのホットテラスという経歴の持ち主なんですけれども、この方が最初におっしゃったのは、この方、実はがんとライフスタイルの関係の研究をテーマとしてこられた先生なんですけれども、木の持つ温かみは人間の機能を高める効果があると言われており、木に囲まれた、木を使うこの環境が健康にすごく良いと言われることが多いというようなことをおっしゃっておられました。

施設は、後ほどの資料にありますとおり、木材がふんだんに使われておりまして、7ページの上の写真ですが、これは受付窓口なんですけれども、受付窓口の上は欄間になっていて、素晴らしい工芸品が受付の上にあるというように、至るところにいろんな工夫がされていたところです。

この洗心福祉会さんなんですけれども、後で見ていただくとありがたいんですが、『木の心と木の技』という、このような本を自費出版されていまして、ご自分の施設の中にいかに木材を使っているかということを実践しているところです。

理事長の理念が非常に色濃く出ている洗心福祉会さんなんですけれども、社会福祉法人の理念に基づいて、利用者に最高のサービスをとというふうに考えたときに、私は

やっぱり自然の素材を利用すること、木の空間で過ごしてもらうのが良いと考えて、木づかいのある施設を、この何年間かで 21 施設全部につくってきたという、そういうお考えを持った法人の理事長さんでございました。

次のページにいかせていただきますけれども、特に、ここは高齢者施設やら、それから子どもの施設、保育園もいくつか運営していらっしゃるんですけども、特に保育園については、子どもたちに、やっぱり木に触れて、木の気持ちができるように、木に寄り添い、木の香りを感じて、木とコミュニケーションをとるということで、やっぱりこういう取組をやるのが、子どもたちの保育にいかにか効果的かという話を随分と熱意を持って取り組んでこられたという様子がよくわかりました。今回は、保育園ではなかったんですけども、この冊子の中に保育園がいくつか出ておりますので、また見ていただければと思います。

県産材を使った時の苦労は、やっぱり工事日程の調整がなかなか大変やということを書いてみえました。乾燥が、思ったようにいかないとか、その辺りのところを書いてみえました。

それで、施設は 21 施設、大小あるので、小規模は木造化でやっているけれども、大規模は鉄骨で内装を木質化というふうにやっておりますということです。

利用者にはたいへん反応がよくって、利用者だけではなくて、職員の反応もすごくいいと。福祉業界は、マンパワーの業界であると。働く職員にとってもストレス減に、この木材というのはなるので、そういったところで、やっぱり木を使うことが施設の運営というか、そういったところにもつながっているというようなお話をされてきました。

行政に期待することについて言っておられたんですけども、県内が 20 施設なんですけれども、1 施設だけ甲賀市の土山とおっしゃったかな、最近、土山に高齢者施設を建てられたんだそうです。そしたら、滋賀県から「びわ湖材」を使ったということで、500 万円の補助をいただいたというふうなお話があって、私ちょっとこの報告の都合もあって、「びわ湖材」のこの補助金について調べましたら、社会福祉法人、それから医療、学校、そういった公的な施設のところには、県から上限 1,000 万円、補助率 3分の2の、そういう施策がありました。

それから、やっぱり何らかのメリットがあるといいなというふうにおっしゃってみえました。というのは、現状、三重県の施工業者や設計業者は、三重県産材を使うことについては、今やっぱり消極的であると。金額面、手続の煩雑さで消極的なところがあるので、何らかのメリットがあると、そういったところが進むというお話でございました。

それから、三重県の県民性として、本当に木の良さを理解する力があると思うと。それは、日本人のアイデンティティに関わることなので、幼い頃からの体験が大事だと思うと。私、一番すごく心に残ったのは、「コスト」は、いずれ「効果」となる」という、一言がありました。

8 ページの写真が、私たちが聴取りをしているところなんですけれども、真ん中の

マスクをかけた少し高齢の方が理事長さんで、その隣が息子の副理事長さんなんですが、実はこの方たちの後ろに、若い職員が4名ほど同席をしておられました。そうやって、職員さんにも、法人の理念を伝えながら、そういう担当も設けながら、取り組んでおられる法人でございました。

次にいかせてもらいます。こちらは、11 ページ、12 ページの写真を見ていただきたいんですけども、これは個人の家でございます。個人の家なんですけど、実はなんと自分の実家の親の山の木を伐^きって、その木を100%使って、建てたおうちです。

そういったところに取り組まれているのが、大森建築設計室という、大森尚子さんという設計士の方でしたけれども、この前来ていただいた「みえ木造塾」の中心的なメンバーの1人であります。この方は、三重県の方ではなくて、東京生まれ、千葉育ちの方なので、三重県に来た時に、なんでこんなに山がいっぱいあるのに、この木を建築に使わないのかな、住宅に使わないのかなってというのが、一番初めのこだわりで、それ以降、やっぱり地元の木材を使った家づくりに取り組んできていて、施主さんには、そういったことを勧めておられるということで、このおうちの方には、実家に山があるんやったら、その山の木を使って、家を作ったらどうやということに勧められて、実現をされたということだそうです。

それで、ちょっと課題がいくつかあって、この辺りは中森さんが一番詳しいんですけど、見積りが出せやんというのが、ちょっとわかるようで詳しくはわからないんですけども、山側の方は、これいくらで見積りを出してと言っても、見積りを出せやんよということは、実は予算をはっきりと設計者として施主さんに示せないということが、ちょっと困ったことやなというようなお話をされました。

それから、火災保険の保険料が高いということやら、固定資産税も高くなるということがずっと書いてあるんですけども、そういった辺りで、まだまだ制度的に、木造住宅を建てるということについては、そういった制度面でのインセンティブがないというか、逆に高くなるというような状況もあって、その辺りも課題かなというふうにおっしゃってみえました。

ただ、本当に地元の木を挽^ひいて、そして家を建てるってということは、そんなに皆さんが思っているほど難しいことではないと。この家、10 ページの(4)のところにありますけれども、2016年の10月から2018年の6月までということなので、1年半ですかね。山の木を挽^ひいて建てるまでに、それくらいでできたというお話です。

ただ、途中でひびが入ったりとかします。でも、施主の方は、そういうひびが入ったりすることも、木と一緒に暮らしていくということかなって、そういうふうに私たちは受けとめて暮らしておりますという話があって、木を理解する、木材を理解することが、やっぱり施主さんというか、市民の側にもあるということも、すごく大事だというような話も承ってまいりました。

田中座長

どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告に対しまして、ほかのグ

ループの委員の皆様方から質問はございますか。

今井委員

すみません。大森さんのおうちに興味があるんですけども、これは実家の山の木を使ったということで、すごく良い取組だなと思うんですけど、例えば、外壁なんかもこれ全部、生の木というか、何か塗装してあるとか、そういうのはあったんですかね。その辺は何か見られましたか。

中森委員

木材の外壁や内装については基本的に素材で現しにするというのを基本にして、外壁なんかは風化とか汚れとかということがあるので、これまた経年経過で、後からでも浸透性の塗料を塗れるので、おそらく10年後にうっすら茶色く塗って、20年後、30年後にはまた黒く塗っていくというような外壁の仕上げ方ということで、最初から焼杉のようなことをする方法もあるんですけども、基本的には素材で仕上げていき、また経年経過によって管理をするというような外壁の仕上げ方法が、大森さんの基本のスタンスだそうです。

今井委員

ありがとうございます。前に来ていただいた専門家の方々も使いたいけれども使えない場所があるということで、こういう外壁等に使ってもらおうとすごく、これからこういうケースが増えれば、今まで使われなかったところに使われていくということだと思うので、また、大森さんのこのおうちが、今後どのように、色が変わる、腐るといったそういう木の持つ弱点をいかに克服していくかというのを、もう十分お考えいただいて、建てていただいたと思うので、非常に木材利用促進には良い取組をしてもらっていると思います。

あと、先ほど杉本委員が、美杉ホットテラスのほうで心に残った一言ということで「コスト」が「効果」になる」ということで、多分大森さんの家もコストはかなりかかっていると思うんですけど、それによって健康とか、いろんな効果につながっていると思うのですが、そのへんをいかに理解してもらうか。かかったコストに対して満足度を上げていくということでは、木を使うことのコストに見合う部分をしっかりとアピールしていかないといけないのかなというふうに思いました。感想でした。

中瀬委員

他県から来られた方ということですが、そういう方がこういう地域に住んで、材料を使うときに、県産材というのはもちろんだと思うんですが、地域にこだわるとするのは、何か大きな考えがあるのかなというふうに思います。それをもし聴いていけば。なぜ地域にこだわるといわれているのか。地域の木を使うということにこだわってみえると思うので、その辺のことが何かわかれば。

中森委員

たまたま施主が地元の方で、奥様の実家が美里に山を持っているということで話を伺って、そもそも設計者は、木材を利用したいという基本的スタンスはあったんですけども、基本的スタンスは木造でしたいというスタンスの中で、たまたま施主の奥様の実家に山があるということを知って、それなら、木を使うなら、近くの木を、地元の木を使ったほうが、より輸送コストであったり、それから三重県は木のたくさん採れるところということを知っているから、これは良い機会ですねと、こういうものをどんどん活用したらどうですかという話を施主にしたら、了解が得られたということであって、別に県外の木材を使うことも設計者は別にそれはそれでいいというスタンスではあるんですけども、せっかくならいうことで。そういう趣旨ですので、必ず県産材を使うということが主たる目的ではないんですね。

中瀬委員

そうすると、地元に住んでいたとかいろいろな背景があって、どうせ使うならそういう木を使ったほうが有意義だという考えで、使ったということですよ。ありがとうございます。

山本（里）委員

こちらの大森さんのところの建設ですけど、自分のおじい様や先祖の方が育ててきた木で作るといっているので、すてきなことだと思います。特に、今回この方は、こちらの設計士さんのところに、いろいろと木造建築ということで特化してやってみえるところのようなので、発注というか、施主さんの、例えば、どんどん次々と申込みというか、依頼があるのか。今の木造建築の状況というのは、この方の場合どんな感じなのか。あんまりそんなのはないよというのか、特化しているので、多分次々とあるようなイメージなんだと私は思うのですが、その木造建築を選ばれる方がここに寄ってくるんだと思うんですけど、その状況というのはどんな感じですか。

杉本委員

そこまでは聴いてまいりませんでした。すみません。

ただ、10 ページのところに、用材はどこで、伐採はどこで、羽柄材はどこで、板材はどこでというふうに書いてありますよね。三浦林商さんって、この前、皆でお聞きしたところだと思うんですけど、やっぱりそれぞれに「みえ木造塾」のネットワークができていて、そういう木造、地元の木で建てたいとなったときに、そのネットワークですぐ対応できるという形ができていてというのは、強調してみえました。

田中座長

ありがとうございました。時間になりましたので、次に、7月10日のグループか

ら報告をお願いいたします。

谷川委員

私たちは、田中座長、濱井委員とともに、3人で熊野市の熊野原木市場に調査に行っていました。それで、聴取りの内容としては、熊野原木市場における木材流通の現状等についてということで、お伺いしてきました。原木市場で、山本久美子理事長代理から、現状について説明を受けました。

16 ページですが、「課題①」として、「熊野原木市場における県産材を含む木材流通の現状と課題について」ということで、三重県産材の割合なんですけど、以前は、和歌山県 30%、奈良県 20%、三重県 50%ということでしたが、現在は、和歌山県 20%、奈良県 10%、三重県が 70%と 7 割を占めているということでした。

その買い手と売り手はどのような状況かということで、三重県産材以外では 3 割が県外の材なんですけれども、この原木市場を通る木材は条例の対象としていただきたいというのは、大きな意見として言っておられました。買い手は、全国各地から、市のあるときは 200 名以上が参加をされているということでした。日頃の全国の木材関係者の人とのコミュニケーションというのがすごく大切で、その人が何が必要で、どういうふうな材が、どれだけの量いるかというようなことを、普段から情報交換に努めているといったことが、原木市場が今成り立っている要因だというご説明をいただきました。

めくっていただいて 17 ページ、「課題③」で、今後の課題についてですが、主に山主さんへの支援が必要だということをおっしゃっておりました。今、林道とか、間伐の予算というのもつけていただいているんですけど、皆伐と植林への補助が必要だということをおっしゃってました。山を持っている人が引き続き維持をしていけるように植林への補助をお願いしたいというようなご意見をお聴かせいただきました。今、材価が低迷している現状で、山主さんにほとんど利益がない中で、皆伐した後に植林していくというのが厳しい状況であるということなんです。それで、今後の林業を考えたときに、今の林業政策は 50 年、60 年前の林業政策というのがまだ残っているというのか、それを引き続きしているところがあって、やはり現在の林業をどうやってこれからやっていくかという政策に大きくシフトを変えてほしいというような説明をいただきました。

続いて、18 ページです。熊野市立認定こども園木本保育所に調査に行かせていただきました。ここでは、熊野市の公共建築物における県産材利用の状況について調査をいたしました。熊野市の担当職員より、改築のときに熊野材をふんだんに利用したということで、中を見学させていただき、状況を教えていただきました。

こども園の保育所の状況は、そこに添付している資料のとおりであります。

次のページ、19 ページにいただいて、熊野市における県産材利用促進に関する取組については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づいて、「熊野市公共建築物等木材利用指針」というものを作成しており、平成 23 年か

ら、木造・木質化に取り組んでいるということです。

そして、「課題②」のほうで、子どもたちなどへの効果、経緯、背景ということですが、すけれども、「熊野材」ということを定義するに当たって、熊野市は、「熊野市内の製造業者又は熊野木材協同組合加盟業者のうち、市長が適当と認める業者から納入された木材」が「熊野材」ということで、納入業者の出荷証明により「熊野材」であることを確認しているということですが、今までで市長が「熊野材」と認める証明書を申し出により発行したということはないらしいです。熊野市では、木造住宅建設促進対策事業で、木造住宅を建てる際に、市民に対して、補助条件に応じて10万円から100万円分の「レインボー商品券」による補助を実施しているところでもあります。

それで、保育所の改築では、舞台の床材とか、園児が直接触れる機会が多い箇所に地元材を利用しており、壁材などには地元材ではないような合板を使用しているところもあるそうです。

熊野材の利用の課題は、予算と建築様式の中で限定的な使用方法しかないということで、震災とかの懸念もあるので強度を保ちたいところではありますが、保つための加工などについては市内の業者では無理な面もあるので、それは使いにくいということでした。

保育士さんなどからは、やはり木で作っていただいたから、「園児たちも穏やかに優しく育っているように感じます」というコメントがありました。

質問の中で、市内の建築業者さんに地元材を使う技術が継承されているかという質問をしたら、まだそれはなかなか地元材全体で建てるという事例もなかなか少なく、ちゃんと引き継がれているかといったら、そこはちょっと把握ができていないというような返事がありました。

説明は以上です。

田中座長

どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告に対し、ほかのグループの委員の皆様方から質問はございますか。

杉本委員

17ページのところの最後で、昔の林業政策ではなくて、現代に見合った林業政策をってということで、この辺りはまた行政の執行部の方に聴き取ったらいかなと思ってはいるんですけど、もう少し何か言ってみえることがあったら。

谷川委員

言ってみえたことは、やっぱり山主さんが、今後引き続き山を維持管理していくのがすごく困難だと。それが、お子さんとかに引き継がれたときに、やはり技術の継承もありますけれども、維持していける状況が難しいというようなことをおっしゃっていましたね。今、山一つの木を売ったとしても利益にならないので、だんだん手入れ

をされにくくなってくるというか、そういうようなことにすごく危機感を持っていると。山をやはり循環させていかなくてはいけないという意味がすごく強いし、それが後々のためにはすごく大事なので、山本さんがおっしゃるには、皆伐と、とにかく植林の補助が欲しいと。植林をすることが本当に今困難になってきていて、植林したとしても鹿に芽を食べられたりして厳しい状況が続くので、とにかく植林をできる補助が必要だということをおっしゃっていました。

杉本委員

ありがとうございます。山主に還元できるような、そういう仕組みにしないと駄目ですねという話ですね。

今井委員

今のところに関連して僕も。すごく良い資料提供、ありがとうございました。僕もたまたま林業経営者協会の方とお話をつい先日させてもらうことがあって、これから何が必要ですかと言ったら、やっぱり今言われたように山主さんのところにしっかりと、今、市場等で単価が安くなっている中で、山主さんにいく金額というのは本当に少なくなっていて、皆伐とか植林ができない環境になっているということなので、ここがすごく大事ななというふうに思いました。

これは感想で、もう一つは、熊野市さんがやってもらっているこの補助ですね。木造住宅建設促進対策事業。これは、行っていただいたのが保育所で、市役所には行ってもらっていないので、聴かせてもらっているのかどうかと思うんですけども、これの利用というのは大分してもらえているんですかね。これは、個人が木造住宅を建てる際の市民に対しての補助であるということなので、また後日にでもわかれば。

谷川議員

ちょっと後で調べて、また報告をさせていただきたいと思います。

それで、一つ、すみません。この調査をしたことが地元の新聞に載ったんですね。2紙の取材があって載ったんですけど、新聞を読んだ読者の方から私に連絡がありまして、間伐とか林道の予算よりも皆伐と植林の予算をとというような感じで新聞に載ってしまったら、今度はやっぱり間伐の予算がすごく今年度減らされているので、間伐の予算も必要なんだというような意見もありましたので、付け加えて報告をさせていただきたいと思います。

中瀬委員

16 ページなんですけど、原木について、三重県とか隣県の割合というのがこうやって出ているんですけど、製材して出荷するときにも、県内産とか隣県の割合というのは、伝票等で仕分けができるんでしょうか。

谷川委員

すみません。そこまで詳しく聴いた覚えはないんですが、とにかくそこを通ったものは、この条例の対象としてほしいというご意見は言われておりました。ただ、それを把握できているかというのは、売るときは当然把握できているんですけど、その後、製材所に行ってからのはちょっとわからないと。

中瀬委員

組合から出荷するときは、そういう仕分けがまだできているということなんですね。

谷川委員

そうだと思います。

濱井委員

特に、原木市場に行きましてご説明があったのが、7割、8割ぐらいが川上の話だったんですよ。今の補助金の話なんですね。これ、杉本委員が言われましたけれども、やはり執行部に対してしっかりその今の現状の把握を、どのぐらい、どういう形で補助が出ているのか聴きたいと思うんですが、ここをしきりに言われましたものですから、我々としては「川中」、「川下」の話を中心に考えておりますけれども、「川上」にも波及することが、ものすごくこの条例も関係してくるというふうに思いますので、しっかりとそこら辺も把握しながら動きたいなと思っています。これは、ちょっと余談かも知れませんが、そういう感じがしました

田中座長

わかりました。先ほどの濱井委員の発言に対しまして、資料等があれば、執行部のほうからまた提出をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

他にご質問のございます方。よろしいですか。

それでは最後に、7月14日のグループからご報告をお願いいたします。

山本（里）委員

それでは、Cグループは2か所に行きましたので、レディース山本で分担をして報告をさせていただきます。

創和さんという加工業の会社さんに行かせていただきまして、ここではあらかじめの目的は新技術ということだったんですけども、それとともに、いろいろ業界のことも説明していただきましたので、そのことも付け加えさせていただきます。

まず、工場を見せていただきながらお話を聴いたんですが、木材加工業の現状ということで、その会社には、若い方も、それから外国人の方もみえて、活気のある仕事場でした。それで、なぜその業界が不振と言われている中でここが活気があるのかということ、23ページの中頃に書かせていただきましたけれども、特に船舶関係の内装

の作り付けなどの業務を請け負っているのです、ずっとコンスタントに仕事が入ってくるということでした。また、船舶の船の仕上げのことに加えて、カウンターなど特注の作り付け家具などの発注もあるので、そういうことで設計士とともに加工している。

ただ、県産材、あるいは国産材の使用ということになりますと、船の場合は、軽く作らなくてはいけないということの中で、その部材に無垢板などを使うことについては重くなるので、今までのところはそういうものは使用していない。一方で、カウンターなどの作り付け家具を注文で作るときには、施主さんの要望で県産材、国産材を使うことはあるけれどもという話でした。

それで、もし、県産材、国産材を使うとすればどういうことができるかなとお伺いをしましたら、今は洋材の合板を使って桧木などを組み立てているんだけど、コンスタントに、きちりと国産材の合板が入れば、またそういうこともあり得るかもというお話でした。というのが、仕事場でのことでした。

そして、24 ページにいかせていただきます。いろいろ機械を使った加工の様子を見せていただく中で、⑤の写真がちょっと見にくいんですが、実は座長さんの隣にある看板で、それはコンピューターを使って加工するというこの中で、CADを使ったNC加工ということで「三重県議会」と掘り込みをしてもらって、いろいろこの字体とかはコンピューターで指示ができるということです。様々な加工がこれでできるということで、その下にあります白い穴の空いた物体は、私たちが行く前に何か加工できないかということで、傘立てを作られていたものです。

それで、目的としていた液体ガラスによる新技術ということなんですが、その次の26 ページに、瓶を持ったご高齢の方がいらっしゃいますけれども、ニッコーというところの塩田社長です。この方が、実は八王子から、是非ともこの説明を自分でしたいということで、朝3時に出発されて、力がすごく入った説明をしていただきました。

24 ページに戻っていただきますと、⑦の写真、ちょっと見にくいですが、これはスギの木で作ったお皿なんですけど、一般的に木だけで作ってあると、水が浸み込みますし、油も浸み込みますし、汚れも浸み込みますけれども、水を入れても浸み込んでいかないということになります。これが、ガラスを浸み込ませて加工をされたお皿でございます。

本来、木の良さというのは、香りとか、手触りとか、木が呼吸する良さとか、調湿効果などがあるんですけども、木の問題点として、退色する、ささくれができてきたり、反りがあったり、曲がりがあったり、折れがあったり、シロアリに食われたり、腐食する、また燃えやすいなどの弱点があります。ただ、この弱点は風合いにもなる部分があるんですけども、そういった弱点があるために、家を作ったり、いろいろな建築物を作るときに、だんだんと強度の点などからコンクリートのほうに移行されてきた、今までの流れがあると。それで、この塩田社長さんは、何とか木を使った強いものがないかということとずっと研究されていたそうです。それが、液体ガラスを浸み込ませるとのことなんだそうです。

25 ページにいけます。今まで、木の粉末を使って樹脂加工をしたり、木材の上にビニールコーティングをすることなどがあったそうですが、それでは木の良さ、呼吸をする良さとかがなくなるので、研究した結果、木を、80℃という指定なんですけれども、80℃で煮込む。そして、その後、液体ガラスを浸み込ませる。この瓶の中に入っているのが、透明な液体ガラスで、この液体ガラスを作るということが、まずこの方の発明、発見なんだそうです。それで、このことをして、これもサイエンスの部分なんですけれども、木の中にある2種類の水があって、その2種類とも下手をすると抜けていくんですが、その結合水というのを、油脂を残したまま、水と空気だけが抜ける加工にして、その後に液体ガラスを浸透させると、油脂とその結合水の水分が残ったままで加工されるということになって、香りが残っているとか、それから、呼吸をするということができるといことです。常温でガラスを液体にすることをこの方が研究されて、今までは木ではなくて、ほかの塗装などにも使われてきたそうなんですけど、木に使ったということなんです。

塩田社長の考え方として、日本は67%の森林を持っていながら、それがだんだん痛めつけられてきた。そして、今の現状を憂えてみえて、木を使ったことが、何か経済の活性化につながらないかということで、これらのことを考えられ、後々は、大事なことは、この加工技術を広めることによって、日本の木、技術を海外に輸出できるんじゃないか、洋材を輸入して日本の建築物を作るというだけじゃなくて、日本の木の良さを、加工することの特徴を、日本で広めるとともに、それをまた外へ輸出することができる産業として、これから見込みがあるんじゃないかという研究成果だということなんです。

26 ページにいけますけど、先ほども「コスト」は「効果」という話がありましたけれども、大事なことは、これは、コストは確かにかかると。かかりますけれども、それは耐用年数がぐっと増える。塩田社長の言によると、半永久的に、これは腐らない。痛まない。汚れもつきにくいので、メンテナンスも簡単だということ、長期で見れば、それはたいへん良い効果を生み出すというふうなお話をされました。

メディアにも、ここずっと、この3月ぐらいも取り上げられていましたけれども、新品川駅の建材として、この液体ガラスを浸み込ませた木が使われたことでも、今、脚光を浴びているということなんです。83歳とおっしゃっていましたが、今までの思い、志とか、経験とか、そういうものが凝縮された加工技術をもって、国産材をもっと売り出そうということでした。

山本（佐）委員

次に行きましたのが、ネッツトヨタ三重株式会社です。津にあります。皆さん、ご存知の方も多いかと思いますが、ここは自動車販売会社なんですけれども、そもそも平成20年に三重県と松阪市と三者で「森林保全協定」を締結しまして、ネッツ三重の森として、企業の森ですけれども、1,000本の植林を行いました。社員さんとか、後にはNPOの方の支援も受けながら、10年間、植林、森林維持の活動に貢献をして

いただいております。

しかし、平成30年に、10年経って、それを目途に一旦植林の活動は終わりにいたしまして、その代わり、「三重県木づかい宣言」認定第1号として、今度は県産材を使って、新たな環境保全の取組を開始されています。それを受けまして、今年の6月に、県産材を使用した店舗をリニューアルされました。この報道というのは、かなりテレビとか新聞でもされましたし、確か知事がテープカットに行かれていますので、かなり注目を浴びている事業だったと思います。

それで、一番後ろのページに、店内、あと屋外の様子も写真を撮ってまいりましたけれども、本当に床とかはもちろんなんですが、いろんな遊具も設置していただいたり、お手洗いの表示も木を使ったり、かなり細かいところにも木を使っていただいております。この真ん中の右側のこれは、屋外のアーチになっているところで、これがおそらくこのネッツトヨタ三重さんの一番シンボリックな箇所だと思います。木を使ったことによって、たいへん親しみがあると同時に高級感もあり、木というのは使いようによっては高級感を増すことができるということで、こういった店舗に使っていただける一つの視点ではあると思っております。

今回の視察には、ネッツトヨタ三重の会長と管財部長、そして、建築設計を担当された一級建築士の方もご同席いただきました。私が書いている〈聴取り内容〉の1段落目、2段落目は、建築士の方のお話を主にまとめています。

県産材を利用するに当たって、先ほど杉本委員も業者さんはなかなか県産材を使うことに消極的であるということをおっしゃっておられました。確かにこの建築士さんも、やっぱり積極的に使うのはいろいろハードルがあって難しいとおっしゃっておられました。まず、施工主さんの理解が必要ですし、あと、放っておくわけにもいかなないので、メンテナンスのいろいろ面倒な部分もあります。丁寧に対応していただかなければいけないところもあるので、やっぱり作って終わりではなくて、その後も長期的視点に立った助言を設計士としてしなければいけないということをおっしゃっておられました。

また県産材の利用促進に当たっては、やっぱりショールームもなくて、お客様にお見せするにもなかなかカタログもないし、説明するのも難しいし、目で見ることができれば一番簡単なんでしょうけれども、そういったものもないので、非常にプレゼンの仕方も限定的ということで選択の幅も狭いと。したがって、販促方法が、「県産材を使ってください」というだけではなくて、どうやって実際に使ってもらえるのか、そうした方法の工夫をしなければいけないんじゃないかということをおっしゃっておられました。あと、価格と質の向上が必須ということをおっしゃっておられました。

また、今回、私が非常に感銘を受けたのが、「県産材を使ってください」というだけではなくて、やっぱり使った後の森林の再生というものも、再生と活用の両輪で同時に考える必要があるということでありました。伐採した後の植林をどうやっていくのか、やっぱり今林業が非常に衰退している中で、そういったことも考えないといけないんじゃないかというお話がありました。

また、県産材を利用するに当たって、やっぱり産地のトレーサビリティが食品ほど厳格ではないんじゃないかなという感想をいただいております。特に、北勢部の設計士さんは近くに県産材がそんなにないので、情報がおそらく少ないんじゃないかなということと、どういった商品があるのかという情報をもっとこれから必要になるんじゃないかということ。ここには書いてないんですけども、ちょっと私も個人的にお話を聴きながら思いました。

また、商品の信頼性、こういったものも必要ですし、需要に合った木をどうやって育てていくのか、マーケットのニーズというものを的確に把握しながら、生産側も考えなければいけないところもあるかもしれないというようなことをおっしゃっておられました。建築、使うほうからの非常に率直なご意見が多々ございましたので、私もたいへん勉強になった時間でありました。

あと、このネッツトヨタ三重の会長にも話を伺った際に、企業として、こういうふうに積極的に県産材を使っていた場合ハードルは何でしょうかということでもありますけれども、やっぱり県産材だと1割ぐらいコストがかかってしまう。それでも使うという付加価値も必要ですし、あと、ネッツトヨタ三重さんは体力があるので、今回使っていただきましたけれども、なかなか何らかの支援があったほうが企業も県産材を使いやすいのではないかなというお話もありました。

実際に6月からオープンされていて、コロナがありましたので、当初の見込みよりも多分お客様の数は少ないかもしれませんが、床を見ると、もう結構ハイヒールの跡とかがついていたりとか、やっぱり木材の特徴、特性を考慮しながら、いろいろ使わなければいけないですねというような感想もいただきました。

最後に、お子さんの遊ぶスペースがありまして、木製の遊具も置いてあります。これは何ですかねというふうに申し上げると、木育のインストラクターの育成も進めておられまして、そういうふうに子どもたちがやっぱり木に親しんでもらえる、そういった環境にも非常に興味を持っていただいております。

お客さんの反応はどうですかと伺ったんですが、ちょっとコロナでまだあまりわかりませんということで、これからの反応が楽しみなんじゃないかなというお話をいただきました。

以上です。ありがとうございます。

田中座長

どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告に対し、ほかのグループの委員の皆様方から、ご質問はございませんか。

中森委員

液体ガラスの処理をした技術について、高付加価値化による展開を聴きました。これは、作り付けの家具とか、カウンターとか、ある程度最終的な製品になって加工しているというふうに感じたんですけども、製材の段階から注入して、それを現場に持

ってきて、例えば、後から加工できるものなのか、どっちが先かなと思いつながら気になってたんですけれども、その辺は何か話はありましたか。

山本（里）委員

25 ページの⑧のところの写真がちょっと見にくいんですけど、銀色の四角い物体が一つあって、山本委員と社長さんの後ろにも同じようなものがありますが、これは実験用の加工設備で、ここには材木を入れるような長い、そんな形で 80℃にするのと、それから液体ガラスを浸透させるのことがあるんですが、その点は私も伺いました。硬くて丈夫なので、加工するのに大変なんでしょうと。そうしたら、お皿ならお皿を作っておいて浸み込ませるとかいうことで、建材の場合、ある一定の形にしておいたものをつないでいくということの中の建材を入れるということが、今のところのものだそうです。ですから、木を全部入れておいて、それを削って何かしていくということは、ちょっとまだ難しいんだと思います。

中森委員

ほぼわかりました。例えば、腰壁とか、幅木とか、そういうものを現場で、後で切ったり、組み立てたりするのはできない。なかなかここへ塗り込んでいくというのは、今はできないわけね。工場で浸けたやつを持ってきてというのはできるけれどもということやね。そうすると、船舶なんかはこうやってやっているということなので、現場でもできるんだなと思ったりもしたんですけれども。これが、もう少し現場で加工できるようになると、もっと利用価値、付加価値が大きくなるのかなと思いました。

山本（里）委員

前段部分の船舶の加工は、液体ガラスを使ってやっているというのではなくて、創和さんの今現在やってみえる仕事の内容のことです。後半のところでは、液体ガラスの開発が本当に今脚光を浴びてきたところで、これからいろいろと進展はしていくと思うんですが、その説明をしていただきました。液体ガラスをどうやって作るかとかの話は出ませんでした。

今井委員

ありがとうございます。もう丁寧に説明していただいたんで、あと少しだけ補足させてもらおうと、先ほど中森委員が言われたように、基本的にはプレカットされたものを含侵させるというのがやり方です。今は、加工がなかなかやっぱり硬いのでできないので。

それと、あともう一つは、もう既に建っている東屋であるとか、看板であるとか、そういうところは、含侵ほどは効果がないとはいうものの、表面に塗ることができるので、コンクリートにも塗ることができるので、ニッコーさんはもう既にいろいろなところで、例えば、一つやっているのは、横山展望台でも液体ガラスを塗布してある

ということを言われたり、高輪ゲートウェイ駅のほうで液体ガラスを使ってもらったとかですね。ですので、既にあるものをきれいにして、一旦掃除して、表面に塗ることによって、外からの攻撃に対しては、ちゃんと木の弱点を防いでくれるということです。これから作るものに関しては、含侵させたほうがいいし、既にあるものを木なんかは腐りやすいので、より長持ちをさせるということでは、塗るということもできるという形です。施工例もいろいろパンフレット等あるようです。以上、報告です。

杉本委員

お皿なんですけれども、手作りで加工してあるということで、随分高価だと思うんですが、この加工をしていただくと、随分とお値段は高くなるんでしょうか。

山本（里）委員

何%ということはおっしゃいませんでした。今現在、大手の外食チェーンからお話があって、それをモデル的に使うということを進めているんですが、実際、今の段階でそれを計算すると、ぐっと高くなるらしいです。けれども、これが製品化をどんどんしていく中では変わってくるだろうということで、一遍モデルで使ってみて、今後の契約になるかどうかというお話がありました。

けれども、普通、木というと痛むのに対して、食洗機にもかけられるし、とても木を使っているイメージで、それが丈夫で、半永久的と言われていましたけれども、そういう形の中でいけば、十分相殺されるというふうなことです。プラスチックは駄目だとこの方は言われていて、その中でやっていることだということです。

杉本委員

やっぱり食器とか日用品のところは、プラスチックとかから、こういうものに変わっていけばなというのは、すごく思います。木材とは違って、香りとか、そういうものはないにしても、材料そのものが自然のものになるといいかなとは思いますが。

山本（里）委員

ごめんなさい。香りは残っている、空気の透過性も残っているけれども、水は浸み込まないということが、この液体ガラスの特徴です。ただの液体ガラスじゃなくて、この加工の方法が特別なやり方なので、空気は通すし、油が残っているので香りもするというので、ただ単に木に全部塗り込めているというのではないよという話です。

中森委員

この委員会室の机は、ナラ材で、素地のままではあかんで、ウレタンを塗るんです。またもう一遍磨くんです。また2回目塗って、また磨いて、3回塗らないとこれにならないんですよ。工程が。家具のナラのウレタン仕上げは、3回塗りなんです。これが、最高級の作業方法。これに代わる、匹敵するものかなと思います。これも相

当な、塗って磨いて、塗って磨いて、やっているんです。参考までに。

杉本委員

すみません。もう1点、ネッツトヨタ三重さんのほうなんですけれども、設計者の話がすごくよくわかって、やっぱり設計士さんというのがすごく大事なんやなと思って、設計士さんと施主さんへの情報提供をいかにしていくかというのがすごくポイントになるというふうに思わせてもらったんですが、1割高くなるということで、これ、いろんところで県産材を使うと高くなると言われるんやけれども、なぜ高くなるのかは何か言っておられました。

今井委員

なぜ高くなるのかというのは、特にお話はそこまでは聞かせてもらってないんですけど、おそらく大森建築設計室さんが建てられた家も同じように、やっぱり県産材を伐り出し、プレカット加工をしてもらって、それを使ってもらうとなると、外材がなぜ入ってくるかとか、そういったものが来るのは、やっぱり価格コストが安いし、品質が安定しているからというところがあるというところからいくと、どうしても県産材を利用してもらおうとすると、そのための今、出荷する仕組みがないですよ。もう個別で活用していくという形になるので、大量生産というのができない。そういう物って、何でも高くなっていっちゃうと思うんですけど、そういう形になっているんじゃないかなと。大森さんのところが建てていただいたおうち、原木代はタダなので、だいぶコストは下がったんだと思いますけど、一般的には、自分のところの山の木を使うというよりは、県産材、木を購入してという形になると思うので、そこからいくとやっぱり一般的な使われている木よりは、コストアップしてしまう。でも一方で、コストより効果、また、それしかないオンリーワンというか、選ばれた県産材を使うので、どうしてもコストは上がっていってしまう。1割で本当に足るのかなと、個人的には思っているんですけど。

杉本委員

材価というか、木材の値段って、もう安いじゃないですか。外国のやつとか。なので、そこじゃなくて、伐り出してきてからここに行くまでの間に、やっぱり大量生産じゃないのでというところなのかなと思いました。以上です。

西場委員

ネッツトヨタ三重が「三重県木づかい宣言」認定第1号とありますが、木づかい宣言の基準や実績について、後で詳しい資料をください。

田中座長

先ほど西場委員からご提案のありました資料について、ご用意できますかね。よろ

しく願います。

それでは、これで県内調査の報告を終わらせていただきます。

それでは、1時間が経過をいたしましたので、換気のため暫時休憩といたします。再開は、11時10分とさせていただきますので、よろしく願います。

(休 憩)

田中座長

検討会を再開いたします。

ここからは、第7回検討会で申し上げたとおり、「理念中心型条例」、「施策列挙型条例」のいずれの類型とするにしても共通する部分である「条例の総則的部分」、理念の部分でございますが、これについて検討を進めていきたいと思っております。

それに当たって、これまでの条例の方向性についての委員の皆さんのご意見や、関係者から聴取した意見、他県の県産材利用促進に関する条例の規定等を踏まえて、資料3として「条例の総則的部分（理念部分） 正副座長たたき台」を用意させていただきました。

これまでの委員の皆さんのご意見等をできる限り反映するようにし、検討すべき事項も網羅しようと努力した結果、たたき台というにはいささか大部となっておりますが、ご了承いただければと思っております。

検討の進め方ですが、大きな内容ごとに5つに区切り、「条例の名称及び構成」、「前文」から「第3 基本理念」まで、「第4 県の責務」から「第6 市町に対する支援」まで、「第7 林業事業者の役割」から「第11 県民等の役割」まで、「第12 公共建築物等木材利用方針」から「第14 財政上の措置」まで」という順番で、まず事務局からたたき台の趣旨・考え方や検討事項についての説明を聴取し、また、執行部から実務的な観点等から意見がもしあれば聴取した後、それぞれの検討事項等について、委員間の討議を行っていただきたいと思います。

そして、本日、いただいた意見を踏まえて、「たたき台」のブラッシュアップを図り、条例の素案の作成につなげていきたいと思っております。

ただし、本日は12時までと時間が限られているため、本日中に「たたき台」の全ての内容の検討が終わらなかった場合は、次の検討会に持ち越すことといたします。

なお、理念的な規定以外に、具体的施策に関する条文を設けるかどうかについては、総則的部分、理念部分でございますが、の検討を終えてから、県外調査をどうするかも踏まえて、改めて協議をいただくこととしたいと思います。

また、今回お示しした「たたき台」では、県内調査の結果は反映できておりませんので、委員間討議の際は是非県内調査を踏まえてのご意見も出していただければと思っております。

それでは、まず「たたき台」のうち、「条例の名称及び構成」の部分について、事務局から説明をお願いいたします。

袖岡政策法務監

それでは、資料3に基づきまして、ご説明をさせていただきます。まずは、「条例の名称及び構成」ということをございますので、この1ページ、2ページの辺りについてご説明をさせていただきます。

まず、名称でございますけれども、「三重県木材の利用の促進に関する条例（仮称）」としてございます。

構成でございますけれども、「前文」、「第1 目的」、「第2 定義」、「第3 基本理念」と。ここで「第1」となっておりますのは、条文になった場合には「第1条」というふうなイメージになるものでございます。

次に、「責務・役割規定」といたしまして、「第4」から「第11」にかけて、「県の責務」、「市町の役割」、「市町に対する支援」、「林業事業者の役割」、「木材産業事業者の役割」、「建築関係事業者の役割」、「教育関係者等の役割」、「県民との役割」という規定でございます。

それから、右のほうにいきまして、「理念の実現を担保するための規定」といたしまして、「第12」が「公共建築物等木材利用方針」という形で計画について定める部分、「第13」としましては「体制の整備」ということで推進体制、県の体制について規定をする部分、「第14」といたしまして「財政上の措置」というところでございます。

その下に「趣旨・考え方」がございますので、その部分について説明をいたします。

まず、全般的な話にはなるんですが、大きくこの名称に関わる部分でございますけれども、その前提といたしましては、条例の対象について、前々回、第7回の検討会におきましては、まずは県産材にプライオリティを置きつつ、多くの県外産木材が県内でも販売されている等々の実態を踏まえまして、「三重県内で加工された木材」又は「木材」全般についても対象に加えたらどうかというふうなことでご議論をいただいていたところでございます。

これを踏まえまして、これは今時点での暫定的な案ということでございますけれども、まずは、1番目としましては、「木を使うこと自体の効用の発揮による豊かな県民生活の実現」といったことを目的に盛り込むというふうなお話もあったところでございますので、そうしますと、対象を木材全体とするのが整合的ではないかというふうな考えられるところでございます。それから、2番目といたしまして、「県産材」自体の定義につきましては、「三重の森林づくり条例」の定義のままでやっていくというふうなことにして、更に「三重県内で加工された木材」というのを加えつつ、「県産材」にプライオリティを置くというふうな構造にするということも考えられなくはないと思うんですが、ただ実務的にはなかなか課題というか、懸念があるのかなというふうなところでございます。3つ目といたしましては、県産材以外の三重県内で加工された木材につきましては、三重の森林の有する多面的機能の持続的な発揮等にはつながらないというふうなことが考えられるというふうなところがありま

すものですから、今の時点といたしましては、この条例の対象としては「木材」全体としつつ、「県産材」にプライオリティを置く規定を設けるとというのがよろしいかというふうな形で作らせていただいております。

めくっていただきまして、下のほうに注がございまして、2ページの下の注の1番でございますけれども、ご意見といたしまして、東紀州地域における近隣県産材等については、条例のほうにウッドマイレージの考え方を取り入れるというふうな考え方の中で、県産材と重なり合うような形で、「隣接県を含む近接した地域産の木材」にプライオリティを置く規定を置くというふうなことも考えられるところではございます。

それでは、2ページが一番上の2行目、「・」の1つ目ですが、一応「木材」全般を対象とし、「県産材」にプライオリティを置くとした場合でございますけれども、名称につきましては、木材全般を対象とした法律がございまして、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」というのがございますので、それを参考といたしますと、仮称ではございますが、「三重県木材の利用の促進に関する条例」というふうな形にさせていただいたところでございます。

その次の「・」でございますが、前文の関係ですけれども、委員の思いを盛り込むというふうな趣旨から、前文を設けることとしてございます。

次に、責務・役割規定についてでございますが、県については相対的に重い責任を課すという意味で「責務」規定を設けてございます。他の主体につきましては「役割」というふうな表現で規定を設けてございます。

関係事業者の役割につきましては、それぞれの主体において木材利用促進において求められる役割が異なるというふうなことでございますので、林業事業者ですとか、木材産業事業者、建築関係事業者で役割を書き分けてございます。

あと、「木育」を促進すべきであるとか、公共建築物の中でも学校施設とか保育施設の木材利用を重視すべきというふうなご意見も多くいただいておりますので、あまり他の県で例はないんですけれども、「教育関係者等の役割」というふうな規定を設けてございます。

次に、今回の条例につきましては、「川下」とか「川中」に主眼を置くというふうなことではございますので、「川上」に関する関係者であります「森林所有者」ですとか、「森林組合」の役割規定というのは、設けてございません。

それから、最後の「・」ですが、理念の実現を担保するための手段といたしましては、理念中心型条例であってもこういう規定が必要であるというふうなご意見が多かったというふうに思われますもので、まず1つ目としましては「計画・指針の策定」、それから、2つ目としまして「体制の整備」、3つ目としまして「施策の実施状況の公表」、4つ目としまして「財政上の措置」というふうな手段を全て盛り込んでいるというふうなところでございます。

その下の「検討事項」でございますけれども、まず1つ目が、対象としまして、「木材」全体でよいかどうか。あるいは、「県内で生産され、又は加工された木材」に限

定するべきかというふうなところかと思えます。

それから、2つ目ですけれども、名称につきましては、今すぐ決めていただく必要はございませんけれども、対象に応じて名称をどうするかというふうなところが、検討事項となるかと思えます。

3つ目といたしまして、責務・役割規定につきましては、こういう主体でいいかどうかということで、「川上」に係る主体についてはどうするかというふうなところかと思われます。

4つ目としまして、理念の実現を担保するための手段としまして、先ほどの4つについて全てを規定するというふうなことでよろしいかどうか。

それから、最後ですけれども、これは今後の検討会で別途検討になるんだと思いますが、具体的施策に関する条文を別途設けるかどうかというところかというふうに考えております。

説明は以上でございます。

田中座長

はい、ありがとうございました。それでは、「条例の名称及び構成」の部分について、執行部から実務的な観点等から何か意見はありますか。

横澤課長

ここに書いてある論点、あと全体構成として特段実務的に困るというような話はないかと思えます。

少し気になる点としましては、事務局のほうで「森林所有者」、「森林組合」の役割規定を設けないというふうに整理をされているんですけれども、この注の2のほうで「森林所有者や森林組合は、「林業事業者」に含まれる余地もあると考えられる」というふうにしておりまして、あえてこの条例から排除する必要まではないのかなと。林業事業体と、森林組所有者、森林組合それぞれ別の役割を規定するほどに異なった役割というのはないかと思えますけど、一本、林業事業体の中に含めていただいたほうが、条例制定後、普及していく上ではやりやすいかなというふうに思います。

ひとまず、現段階では以上です。

田中座長

ありがとうございました。それでは、今の事務局からの説明及び執行部からの意見も踏まえて、「条例の名称及び構成」の部分について、委員の皆様方からご意見はございますか。特に、「検討事項」として示したことについて、よろしく願いをいたします。

杉本委員

質問ですけれども、事務局というか、正副座長案なので、正副座長にお尋ねします

けれども、「木材」全体ということは、外国産も含めるということですか。

袖岡政策法務監

外国産材も含むという趣旨ではございます。

杉本委員

そうすると、注のところで、東紀州3地域は近隣県産材も含めると、それはウッドマイレージの考え方を取り入れてということになっているんですけども、そこではウッドマイレージの考え方を取り入れ、海外産についてはウッドマイレージの考え方を取り入れないということで、矛盾があるのではないかというふうに捉えさせていただいております。今日は、それぐらいです。

中瀬委員

もともとの考え方の整理のところで、「三重の森林づくり条例」というのがありますよね。それとやはり整合性がとれることも必要だというふうに思っています。

それと、「三重の森林づくり基本計画2019」というのが出ていまして、知事もこのことについて詳細をいろいろ発言されていたり、資料の中にも特に県産材という言葉がたくさん出てくるんです。

そういう中で、条例の名目等についても「県産」ということが入らないこと自体が、将来的に整合性をつけるのが非常に難しいのと違うかなという思いがあります。私にとっては、やはり今現状の捉え方ではなくて、将来的に見たときに何が一番適切かということのを常に考えたほうがいいと思いますので、現状では、いろんな隣県の問題であったり、製材の問題であったり、たくさんの要素があると思うんですが、10年、20年、50年、100年先のことを考えた上で、条例を作っていくことが望ましいような気がして、「三重の森林づくり条例」であったり、基本計画と、ある程度整合性がとれるような方向を見出していただければというふうに思っています。以上です。

田中座長

ありがとうございます。私も実はそういうふうに思っていまして、他県のものも見ておきますと、ほとんどが「県産」というのがついていると思いますので、今後の重要なポイントだと思いますので、また皆さんと協議していきたいと思います。

ほかにございませんか。

西場委員

県産材利用促進条例検討会が発足して、その後、委員間の意見交換や様々な情報、知識等を聴取しながら協議が進んできました。今、全国で既に条例が施行されている17県の内7割から8割が県内で植林して育てた木である県産材を条例の対象にしていると聞いています。

本県の条例検討も県産材の利用を主眼にして検討をスタートいたしました。今後の木材利用について、地元産業に直結する県産材に執着した取組みは、重要であり、心情的にもよく理解できる場所ではありますが、本県の木材利用の現状と将来性を考えると、県産材だけを対象にした施策取組だけでは十分でなく、課題も多く残ります。

今後の地域社会の在り方や県民生活の在り方を見通して、木材利用の重要性とか効能、必要性を考えたときにSDGsやグローバル経済の動向等も踏まえて、県産材だけに限定しない木材全体の拡大取組が必要と思われまふ。

条例対象としての近接県木材や国産材の扱いをどうしてゆくか、また外国産材を対象除外にしてゆくための理由と基準づくり等が難問となります。

この度のたたき台としての条例素案の中では、ウッドマイレージの考え方が示されています。県内で植えて育てた木材を最優先で利用してゆくことに重点を置くとともに、物流運搬の距離的に近い木材を優先的に扱ってゆくプライオリティをしっかりと位置付けてゆくことは望ましいこととあります。

また、条例の名称については、この度の正副座長たたき台素案の方向で賛成いたします。

田中座長

貴重なご意見、ありがとうございます。大きく分かれるところだというふうにするわけですけれども。

他にご意見のございます方。

杉本委員

先ほど私、自分の意見を申し上げなかったんですが、多分西場委員と思いは一緒だと思えるわけでも、最後の海外産のところだけは、この後の条文のたたき台に「木の文化」という言葉だとか、「SDGs」という言葉を入れるのであれば、海外から輸入してくる油を焚いて、国内に木はたくさんあるのという辺りのところが、この「木の文化」、「SDGs」という言葉を使うのであれば、とても引っかけります。思いは一緒ですけれども、最後どうするかという辺りのところでは、私は、前文にこの言葉を入れるのであれば、それはいかがかないという感じはしています。

中森委員

私もこの「正副座長 たたき台」に賛成の立場で話をさせていただきますが、今、外国産材のお話もいただきましたけど、私も同感でございますが、しかし現実問題、ツーバイフォーであったり、それからホワイトウッドであったりというのが、国内に相当流通しているという現実があるんです。それを全て排除すると、住宅産業であったり、プレハブメーカーであったり、木材に関する大きな関係団体、関係者からすると、非常に現実問題、コストの面とか、いろんな今の流通からすると、そうは言いながらもというところが、現実問題、厳しいところがあります。

そこでやはり、県産材にプライオリティを置くという重要なこの県条例ですので、そこはしっかりと謳^{うた}っていただきながら、当然、次なるものは近隣の木材であり、国産材であるというのは当然、こういうように流れはいくんでしょうと思います。

建築資材には、堅木材と言われる、シオジ、ナラとか、サクラ、マツも含めて、そういう需要の等級のバランスがあるんですけど、そういう木材も必要という、利点があるので使う設計者もおりますので、全てスギ、ヒノキで構造材を賄ったり、全てスギ、ヒノキで内装材を仕上げていくというのは、現実問題、難しい。無理があるのではないかなど。それは望ましいんですけども、現実問題、やはり場合によっては合板であったり、場合によってはこういうシナベニヤとか、こういうようなシオジの手すりとか、そういうものを使うのも含めて、やはり木を使うという観点が必要という大前提を置きながら、県産材に注目していこうということが大事じゃないかなと思います。

SDGs の考え方がありますが、これは我々三重県だけで解決できない問題もあります。そういうSDGs の考え方を取り入れていこうという趣旨をしっかりと前文の中で、次に出てくるかと思えますけれども、そういう精神を訴えていけば、自然とカナダからのホワイトウッドが減り、ツーバイフォーが国産材のツーバイフォーに、今後、徐々に変わっていくのではないかなというふうに思いますので、まずは木造にする、木質にするということを基本に置きながら、条例をしっかりと出して、県民に理解をしていただいた上で、徐々に県産材が増えていくのが求められてくるというか、そのようになっていくのが一般的ではないかなと思います。

田中座長

どうもありがとうございます。「正副座長 たたき台」に賛成ということで。

山本（里）委員

大きい問題が現実にはあるとは思いますが、先ほども発言がありましたけど、もともと県産材ということで、それが、木材使用を県産材以外の木材使用も引っ張っていくという意味で、県産材ということのを重要に考えるというニュアンスで作られたというふうに、私も認識をしていて、県産材の定義というのもこのあいだからどういうふうにするかというのもみんなで話をしたわけですけど、もちろん県産材以外のものを排除するわけではなくて、この条例を作ることで、私のイメージでは、県産材の利用の促進なので、他が駄目だというわけではなくて、それを促進する、引っ張っていくもののようなイメージではないのかなと思っていました。

だから、一番初めのイメージからはちょっと。一生懸命、研究していただいたことだとは思いますが、配慮しないといけないところはいろいろあると思うんです。これが何のためにということになると、ちょっと今頭の中で整理をしなくては自分自身もいけないしというふうな思いで、ちょっと今、「待った」というふうなイメージがあります。

杉本委員

先ほど中森委員がおっしゃってくださったのは、現実そのとおりで、外国産のツーバイフォーはやめましょうとか、排除しましょうというつもりで言っているわけではなく、それも大事やと思っています。

ただ、条例の対象は何なのかということで、この条例はどこを対象にしているのかということで、もともと、先ほどから言ってみえるように、県産材を、県産材というか、近隣のところも含めてと私は思っていますけれども、少なくとも国内、近隣のそういった材木をもっと使っていこうというところが、生活の質の向上にもつながるし、山の森林づくりにもつながるといところから出発しているので、条例の対象はどの範囲なのかという、その線引きをどうするかという話だと思うんです。多分、みんな思っていることと、わかっていることは一緒なので、どこで線を引くかというだけのことなんですけれども、私は、外国産も入れて全部が条例の対象ですというのは、ちょっと今の時点では賛成はできないです。

濱井委員

SDGsとか、ウッドファーストとか、木の文化、これは大事なことだと私は思っています。その上に立って、この条例を作るときに、条例の目指すものは何なのかと考えたときに、やはり将来も含めた現実をしっかりと見ないといけないですけども、それだけに、現実を見た上で、その目指すべきところを条例に謳^{うた}っていかなければならないのではないかなという感じがしております。それで、名称についても、やはり県産材といところをはっきり謳^{うた}っていく。それから、前文の中にも、県産材のことを、どういう表記にするかはわかりませんが、入れていくべきだと私は思っているんです。今のところ。簡単ですが、以上でございます。

中瀬委員

当初の考え方の中で、理念を中心的に考えて、この条例を制定していくのであれば、木材ということで、僕はいいと思うんですよ。家の中に木材製品をどんどん使っていきますよ、皆さんいいですか、ということで。

ただ、その中に実効性ということを入れていこうと思うと、例えば、住民の役割であったり、県の役割であったり、市町の役割であったり、そういうものに対して、例えば、県が補助を出すとか、いろんなことになってきた場合に、そういうあやふやなもの考え方だと整理がつきにくいと思うんですよ。やはりそこは、例えば、県内産という枠があって、それに対する施策がないと駄目だというふうに思いますし、例えば、その割合が違っていれば、補助率を下げるとかいろんなことができると思うんですけど、もともとの枠自体をなくして、ただ理念だけでやっていこうということだったらそれでいいと思うんですが、将来的に実効性のあるものにしようと思えば、ある程度の制約めいたことは取り入れないと駄目かなというふうに思っています。です

から、先ほどからこれに賛成、反対ということを言われていますが、私は、今、これに賛成、反対とも言いませんが、そういうことを取り入れていかなければならないというふうに思っています。

田中座長

ありがとうございます。現在のところは、理念型にするのか、施策列挙型にするのかというところの方向性もはっきりしておりませんので、また施策列挙型にする場合は、中瀬委員の意見もしっかりと盛り込んでいかないといけないと思いますけれども、まだ現在のところはちょっと決定していないということで、理念の部分のご協議をいただきたいというふうに思っています。

今井委員

僕もちょっと頭の中が混乱しているんですけど、先ほど山本里香委員が言われたことは、僕も大事だと思うんですね。そもそも、検討会を立ち上げる機会となったのは、やっぱり三重県産材の利用の促進をしっかりとしていくことが、三重県の山の持つ多面的機能の効果を高めていくことであり、林業関係者の方々、「川上」から「川下」までの方々の振興につながることであり、やっぱり地域の木のありがたみを、公共施設等で使うことによって、その地域に合った木を、しっかりと県民の皆さんに、子どもから大人までですけれども、理解をしてもらい、三重県全体の木材に対する機運を高めていく。今、木材って、あえて言っちゃいましたけど、先ほどからあったように、当然、国産材、外材をなしに全てができるかということ、それは無理な話なので、それはもう当たり前のことだと思うんですけど、そもそもでいけば、やっぱりもっと県産材を使おう、使ってもらおうと、そういう環境整備であるとか、県民への呼びかけであるとか、そういうことが、自分自身の中でこの検討会の中でやりたかったのじゃないかなと、今ちょっと原点回帰をさせてもらっているところですので、先ほども言ってもらったように、県産材の利用促進をしていくことで、様々な、中瀬委員も言ってもらいましたが、そういう三重県がやってもらいたい、採るべき制度というのもわかってくるような気がしますし、何も先ほど来あったように外材を排除するとか、そういうことは一切ないわけで、ただ、県産材をもっと使ってもらえるところは使ってもらえるようにしていこうよという意味では、ある面、県産材を使うことによって、林業そのもの、多くの関わる人たちの底上げをしていくということだと思うので、あまりまとまってないんですけど、やっぱり僕は県産材の利用を促進、推進していこうということを中心にして、林業全体を引っ張り上げていくということが大事かなというふうに感じました。

西場委員

今後の進め方として、この条例素案である正副座長たたき台の全体説明を聴かせていただき、その後、それぞれ項目ごとに、自分の思いや所見を述べさせていただきた

いと思います。

まず、県産材の活用に皆さんそれぞれ強い関心を持っておられると思いますが、仮に県産材に限定して、隣接の和歌山県や岐阜県の材木を条例の対象外にすることは、現実的には難しいことであろうと思われまます。また岐阜県までは認めるが長野県は除外する基準をつくることも難しいことでもあります。ならば対象木材を国産材にすることが可能であろうか、今後、国等では木材利用推進法の検討が始まるらしいと聞きますが、その法律取組の動きなどを参考にしながら検討してゆくこととなります。今はまだ不透明な状況です。そこで、この度の条例策定につきましては、まずは、正副座長たたき台の条例素案にありますように、対象は、木材全体として進めていただくのが良いだろうと考えます。

もう一つ、「木育」について、この検討会でも多くの意見がありましたので、是非、この県条例に規定していただきたいと思ひます。また、木育についての現地調査、関係者との意見交換など、木育取組の現状把握を進めていただきたいと思ひます。

それから、横澤課長から川上関係者である森林組合や森林所有者の役割規定について、条例対象から排除しないようにしていくことが望ましいとの発言がありましたが、私も同感です。この条例は、あくまでも、「川下」と「川中」に主眼を置くことで良いと思ひますが、「川上」部門も関係が深く、森林所有者、生産者、森林組合なども関係は少なからずあるのが実態です。特に、森林組合においては、山の造林から、木材の加工、流通、販売まで総合的に関係している現状がありますので、条例の役割規定の中で位置付けが必要と思ひます。

田中座長

ありがとうございました。貴重なご意見、ありがとうございます。また今後の方向性にいたしましては、十分考えていかなければならない点だというふうに思ひました。

谷川委員

ありがとうございます。私も基本的に、西場委員がおっしゃったことと全く同じ意見であります。「木育」は是非入れていただきたいと思ひますし、それから、森林組合、森林所有者ということも、是非関連付けていただきたいなと思ひます。

それから、先ほど来出ております、県産材ですが、やはり県が県産材の利用を促進する条例を私たちが作っていくので、県産材を利用促進するというのが、この条例の大きな目的でもありますし、そこは大事なところだと思うんですが、林業関係者の方々からお話を伺っておりますと、各都道府県がそういう条例を作っていることによって、県外との流通が途絶えてしまったり、減ってしまうということがあってはならないという意見を伺いました。なので、どういうふうな規定をするかというのは、今後の議論にもよりますけれども、例えば、8ページの「定義」のところでもいろいろまた検討事項としても書いていただいておりますけれども、やはり木材、県産材というのが主にあつて、県内で加工された木材っていう場合にも、そういう考え方を

持っていただきたいというのが、三重県だけで限定して三重県産材を売っていくというのじゃなくて、やはり今までその林業関係者が築いてきた歴史や経験やつながりというのがありますから、その辺も無駄にしない、県の条例でやらなければいけないと思いますので、その人たちがずっとつながってきたことがありますので、その辺も考えながら、県産材の利用促進をしていくという、大きな考え方のほうが大事なのかなと。本来ならこれは国産材全体でやるべきことなんですけれども、県産材として私たちが県の中で使っていこうという条例なので、そのガチガチに県産材ってするのは、やはり林業関係者にとっては辛いことなのではないかとお察ししますので、今後の議論によりますけれども、その辺も頭に置きながら考えていきたいと思います。以上です。

今井委員

今、名前を考えているんですか。今、谷川委員が言ってもらったこと僕も本当にそうだし、先ほど僕が言ったことも、あくまでも県産材を主眼としながら、木材の利用促進であるとか、関係業界の方々の儲かる林業の実現のためには、当然国産材や外材というのも今既に頑張^{もう}っていただいているわけで、西場先生が言ってもらったように、国のほうで木材利用の関係のものを作ってもらっていますが、これは国産材中心になっていって、当然外材を排除するわけじゃないと思うんですね。

ただ、三重県で作る条例ということを見ると、あくまでも県産材に主眼を置くということ。あと合わせて、今、谷川委員が言ってもらったように、当然、我々も県内視察をさせていただいて、今日も報告を受けさせてもらって、県外産を扱っていただいている林業者の方も、経営者の方もたくさんいらっしゃいますので、そこはほぼもう皆さん共有できていると思うんですけど、名前に県産材を入れるか、三重県木材にするかということで今、議論しているんですか。

田中座長

それも含めてなんですけれども、対象が木材全体でいいのか、また名称をどういうふうにするのか、そこら辺なんですけれども、多分、今日この場で決まるような問題じゃないと思いますので、とりあえずご意見をいただいて、また今後ご協議いただきたいと思います。

今井委員

僕が考えているのは、木材利用全体の今あるパイですよ。これは食器であったり、家に使ってもらおうのであったり、そのパイを広げることが一つの目的と、そのパイの中で県産材の割合を増やしていくということ。単純に考えたらそこなのかなと。そこにプラスアルファ、先ほど来あるように、「川上」から「川下」までいかに付加価値を上げて、価格を向上させていくかということだと思うので、木全体のことなんですけど、三重県が作るやつは県産材を中心にした形で、先ほど谷川委員が言っても

らったように、8ページにあるように、そっちのほうまでまだ進んでいないんですけども、県産材の利用を優先するというのは、今後出てくるのかなと思いますが。

田中座長

県産材を優先するというよりは、プライオリティを置くという方向で、とりあえず「正副座長 たたき台」を出させていただいております。

濱井委員

私は県産材にこだわってるようですけども、やっぱり今井委員がおっしゃられたように、あくまでもやっぱり主眼は県産材というふうに考えたいなと思うんです。その中で、どんな条例ができるのかなというのがあるんですけども、条例づくりを考えるとときには、やっぱり思いきった一つの施策、我々の考えをそこに入れると。それに向けて努力していく。県産材を活用することが、木材全体を使うことを引っ張っていくというのかな。県産材をよりよく使っていくことにつながっていくという考え方をやっぱり入れたいなと思うんです。

それから、西場先生が言われました「木育」なんかは大賛成で、それから県の役割として挙げておりますけれども、「木育」とかPRのほう、しっかり県民に対してやっていただくということが大事だと思います。

それから、林業事業者ですけども、育林とか、伐採する方を指しているわけですけども、森林所有者は必ずしも今現状は林業事業者の中には全てが入ってこない部分があるんだと思いますが、森林所有者と森林組合はどちらも林業事業者にも含まれるというふうな考え方ができるのではないかということで、県の人から最初に話がありましたけれども、やっぱり、そこら辺をしっかりと前面に出す。森林所有者にもある種の責任があるという考え方を入れてもいいんじゃないかなという意味で、県の責務のところに書いてありますけれども、施策の策定及び実施に当たっては、森林所有者、それから林業事業者の中に森林組合を入れるのか、別に書き出すのか、はっきりさせるのかは別としまして、こういうふうな形で挙げてもらうような形のほうがいいかなと、今のところそういうふうに思います。

今井委員

すみません。僕も「木育」はすごく大事なんですけど、「森林づくり条例」との関連をどう考えるのかということも大事だと思います。鹿追犬のこともありますが、これってこちらでやるべきなのか、「森林づくり条例」のほうでやるべきなのか。この計画の中で「木育」にもすごく取り組んでもらっているんですけど、「森林づくり条例」のほうで、しっかり今後やっていってもらって、こちらはあくまでも利用促進のほうにしていくのか。同じように、こちらにも「木育」とか様々なことを、我々の作ろうとしているやつにも書き込んでいくのも大事だと思うんですが、それであれば、今既にある「森林づくり条例」で「木育」という言葉はないですけども、「森林環

境教育の振興」というのが 18 条であるんですけど、この辺りとどうしていくのか。こっちにも書いてあって、こっちにもというのか、どこをこの条例のほうでやるのかというのを、しっかりちょっと整理したほうがいいのかなど。僕は、「森林づくり条例」にある「県産材の利用の促進」を、こっちへバーツと出してきて、大きくするというイメージがあったもので、その辺も含めてちょっと意見として、「木育」というのが、今既に様々な基本計画の中でもしっかりと取り組んでもらっているし、「森林づくり条例」の中には「木育」という言葉がないので、森林づくり条例の改正も、一つ今回併せてやっていって、うまく整合性を取っていくのも一つなのかなというふうに思います。「木育」は大事なんです。すごく大事だからこそ、どの条例でどうするのか、そこがわからなくなってしまうと、混乱してしまうといけないかなと思いますので、その辺も整合性を図っていききたいなというふうに考えております。

田中座長

どうも貴重なご意見、ありがとうございます。今後、精査をさせていただきたいというふうに思います。

西場委員

今井委員が発言された「森林づくり条例」との関係性をどうしてゆくかは、悩ましい問題です。この検討会におけるこれまでの調査や議論の中でも県産材を中心とする木材利用における本県の森林の在り方や森林整備に関する意見要望が多くあり、「森林づくり条例」との関係性をどのように整理してゆくのか大きな課題です。

また、「木育」についても、「森林づくり条例」において、規定することが可能となれば、その所管は県農林水産部、また環境農林水産常任委員会となり、この条例検討における木育の位置付けをどうしてゆくのか、双方の合わせ技が可能かどうかなど今後この検討会で議論を進めていただきたいと思います。

田中座長

ありがとうございます。ちょうど常任委員長も副座長としておみえになりますので、また協議しながら、先ほどの件は十分検討させていただきたいと思います。

杉本委員

「木育」のことについて、ちょっと自分がこだわっているというか、思っていることを言わせてもらおうと思っているんですけど、「木育」をやっていくと、結局は緑の循環であったりとか、それから環境負荷の問題にいくと思うんです。私が、学校がどれぐらい木造化されているかというのを調べたときに、津市内の学校に聴いたら、いっぱい出てきたんですよ。どう考えてもどこに木を使っているんやろうなというのがわからなくて、もっと詳しく聴いたら、合板の床材やったんです。合板の床材もいいと思うんです。強度があるし、それを否定しているものではないんですけども、

合板の床材で地元産じゃなかったら、それで木育ってかなりきついです。本当にこの条例の中で「木育」という話になったら、本当に学校の中の一部でもいいので、三重県のとこ、近隣でもいいので、私は近隣のというのは賛成なので、ここの木で、こんなふうにして、ここへ来たんだよって、いい匂いがするねとか、なんかそういう中で、この条例に基づく「木育」って出ていくので、だから「木育」というところをここに入れるんやっただとしたら、やっぱり海外、合板というところまでは、なかなか厳しいというのが現状です。

田中座長

ありがとうございます。まだまだご意見はあるかと思えますけれども、予定していた時間をオーバーしましたので、「たたき台」の中で本日検討できなかった部分につきましては、次回の検討会で協議をいただきたいというふうに思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、次回の第10回検討会についての協議を願います。今回は、「条例の総則的部分」、理念の部分でございますけれども、そのうちの本日の積み残しとなった部分の検討と、今後、具体的施策に関する条文を設けるかどうか等を検討する前提として、当検討会の県外調査をどうするかについて、WEB会議方式での意見聴取の可能性も含めて、協議をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

よろしいですか。それでは、今後、その件につきましては、また改めて諮っていきたいと思えます。

今日、農林水産部から資料の提出をしていただいておりますけれども、次回の検討会で、またご説明をいただきたいというふうに思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、第10回検討会の日程につきましては、皆さん方の都合を踏まえて、8月21日(金)の10時30分から開催をしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、そのようにさせていただきます。次回検討会は8月21日(金)10時30分から開催することといたします。

本日の議題は以上ですが、他に委員の皆様方からご意見等がございましたら発言をお願いいたします。

よろしいですか。なければ、本日の会議は終了いたします。なお、この後、委員協議を行います。委員の方は着席のままお待ちください。委員の方以外は、退室をお願いいたします。